

「平成28年度介護人材育成雇用事業」受託予定者の選定基準

平成28年度介護人材育成雇用事業受託予定者については、次の基準により選定するものとする。

I 事業効果

①適切な事業達成目標の設定（重点項目）

求職者の人数及びインストラクター養成研修の受講定員について、募集要領に掲げる条件（各40名以上）を満たし、多くの人数が示されていること。また、派遣期間終了後に、派遣先介護保険サービス事業所、その他の市内介護サービス事業所に常用雇用される人数について、高い目標値が設定されているとともに、当該目標値が企画提案内容等に照らして妥当であること。

②効果的な募集の実施（重点項目）

求職者、インストラクター養成研修を受講する介護保険サービス事業所の担当者及び派遣先介護保険サービス事業所の募集にあたって、募集要領に掲げる最低限必要な媒体（求職者については、ハローワーク及びキャリアサポートかわさき、インストラクター養成研修を受講する介護保険サービス事業所の担当者については川崎市社会福祉協議会、川崎市老人福祉施設事業協会等）以外に、効果的な方法（使用媒体・周知内容・回数等）を提案していること。

③求職者の適切な選考の実施

応募者の中から求職者を選考するにあたり、市内介護保険サービス事業所において介護職員として定着が見込まれる者を選別するための具体的かつ効果的な選考方法・基準等が示されていること。

④効果的な研修の実施（重点項目）

求職者向け研修は、介護職として介護保険サービス事業所で働くにあたり必要な知識、技術を身につけられる内容となっていること。

インストラクター養成研修は介護保険サービス事業所の中核人材育成にふさわしい内容となっていること。また、フォローアップ研修の効果的な実施が示されていること（スケジュールの都合上、次年度に持ち越される場合には、次年度受託法人等への適切な引継ぎを前提に内容を構築していること。）。

さらに、両研修が連携し、人材確保と定着にとって効果的な内容となっていること。

⑤派遣雇用に向けたモチベーション向上の取組

研修修了者が派遣職員として働くモチベーションを維持・向上させられるよう、研修から就労に向けた適切な支援体制、取組について具体的かつ効果的に提案されていること。

⑥適切なマッチング支援の実施（重点項目）

求職者向け研修受講者（求職者）と、インストラクター養成研修を受講する介護保険サービス事業所のマッチングに向けた具体的かつ効果的な取組が示されているとともに、その他の多様な勤務形態・職場環境等が存在する介護保険サービス事業所とのマッチングにおいても、求職者本人の希望及び適性を判断し、派遣期間終了後も人材の定着が見込まれる適切な派遣先介護保険サービス事業所を選定するといった、具体的かつ効果的なマッチング方法が示されていること。

⑦派遣先介護保険サービス事業所への常用雇用が調わない場合のフォローアップ（重点項目）

本事業における派遣は紹介予定派遣として、派遣期間終了後に求職者と派遣先介護保険サービス事業所が期間の定めのない雇用契約を締結することを原則とするが、常用雇用が調わない場合に、市内の他介護保険サービス事業所へ就職するための支援策について、具体的かつ効果的に提案されていること。

⑧その他常用雇用に向けた効果的な取組

求職者が派遣期間終了後に常用雇用されるための支援策等について、募集要領が求める内容以外に、提案者独自の効果的な取組が提案されていること。

II 事業基盤

⑨事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤

応募法人の財務状況・組織等の運営基盤が、事業を円滑に実施できると認められること。

⑩類似する事業の実績

類似する事業の実績（緊急雇用創出事業における地域人材育成事業等）の受託・履行実績があること。また、過去2年間に、コンプライアンス（法令遵守）に違反するような事由がないこと。

III 適正実施

⑪求職者の雇用条件

求職者の生活等に配慮し、賃金、各種手当、その他福利厚生等について充実した条件を示していること。

⑫事業全体に係る適切な運営体制

本事業に従事する職員数等の体制、事業スケジュール等が適切であること。

⑬求職者の適切な労務管理体制

求職者の労務管理体制、事故や派遣先等とのトラブルなどに対する危機管理体制等が適切であること。

⑭個人情報保護の取組

個人情報の保護に関し、提案者のプライバシーポリシーおよび具体的個人情報管理方法が適切であること。

⑮適切な経費の積算

提案された事業費の総額が、事業費の範囲内で、本事業の目的及び応募法人の提案内容に照らして妥当であり、適切に積算されていること。

評価採点の考え方

1 各項目と配点比率

項目	配点
I 事業効果	65点
①適切な事業達成目標の設定	(10点)
②効果的な募集の実施	(10点)
③求職者の適切な選考の実施	(5点)
④効果的な研修の実施	(10点)
⑤派遣雇用に向けたモチベーション向上の取組	(5点)
⑥適切なマッチング支援の実施	(10点)
⑦派遣先介護保険サービス事業所への常用雇用が調わない場合のフォローアップ	(10点)
⑧その他常用雇用に向けた効果的な取組	(5点)
II 事業計画及び収支計画	10点
⑨事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤	(5点)
⑩類似する事業の実績	(5点)
III 適正実施	25点
⑪求職者の雇用条件	(5点)
⑫事業全体に係る適切な運営体制	(5点)
⑬求職者の適切な労務管理体制	(5点)
⑭個人情報保護の取組	(5点)
⑮適切な経費の積算	(5点)
合計	100点

2 各配点の考え方

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5点満点とするが、採点において重点項目は2倍の評価点数とする。

3 採点結果

(1) 配点

1 出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。
 なお、各委員は、評価採点で同点の場合も、各業者の順位を表示すること。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

4 選定方法

(1) 応募法人が1業者のみの場合

基準点を満たした場合、受託予定者とする。

(2) 応募法人が複数の場合

ア 最高得点応募法人が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その応募法人を受託予定者とする。

なお、総得点と同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

各委員の評価順位	2業者応募	3業者応募	4業者以上応募
1位	5点	5点	5点
2位	3点	3点	3点
3位		1点	1点
4位以下			0点